

議案第28号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準の見直しが行われることを踏まえ、投票管理者、投票立会人等の報酬の額について国基準と同様の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表（第1条，第5条関係）		
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から市嘱託医師の部まで	(略)	(略)
市嘱託歯科医師	日 25,000	(略)
市産業医の部及び市職員精神健康相談医の部	(略)	(略)
投票管理者	<u>〃 12,700</u>	(略)
投票立会人	<u>〃 10,800</u> ただし、投票立会従事時間8時間未満のものにあつては <u>5,400</u>	(略)
開票管理者	1回の開票管理につき <u>10,700</u>	(略)
開票立会人	1回の開票立会につき <u>8,900</u>	(略)
選挙長	日 <u>10,700</u> ただし、選挙会事務にあつては <u>1回につき 10,700</u>	(略)
選挙立会人	1回の選挙会立会につき <u>8,900</u>	(略)
防災会議委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から市嘱託医師の部まで	(略)	(略)
市嘱託歯科医師	日 25,000	(略)
市産業医の部及び市職員精神健康相談医の部	(略)	(略)
投票管理者	// 14,500	(略)
投票立会人	// 12,400 ただし、投票立会従事時間8時間未満のものにあつては6,200	(略)
開票管理者	1回の開票管理につき 12,200	(略)
開票立会人	1回の開票立会につき 10,100	(略)
選挙長	日 12,200 ただし、選挙会事務にあつては1回につき 12,200	(略)
選挙立会人	1回の選挙会立会につき 10,100	(略)
防災会議委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。